
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目 第 127 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 127 回金融商品専門委員会（2018 年 5 月 15 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価の定義及びガイダンスに関する公開草案の様式、構成及び論点の検討

文案及び関連する論点の検討

（範囲）

2. 例えば、退職給付に関する会計基準における年金資産に含まれる金融商品など、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）以外の会計基準等における金融商品の時価への適用が明らかではないと考えられる。
3. 時価の範囲として、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」における仮想通貨を含めることを想定しているのか。
→ 同実務対応報告は公表されたばかりであり、現段階では範囲に含めることを考えていない。

（用語の定義）

4. 「市場参加者」の定義について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）では、用語の定義におけるただし書きとして「関連当事者取引の価格は、その取引が市場の条件で行われたという証拠を企業が有している場合には、公正価値測定のインプットとして使用できる。」と示されており、当該記載を含めるかどうか検討すべきと考えられる。
5. 市場参加者の定義について、金融商品の取引相手方が市場参加者に該当するかどうか不明な点について懸念している。例えば、ある相対取引のデリバティブのポジションを解消するために行う①当該取引の取引相手方との反対売買取引の価格と②独立した第三者に対して当該取引を売却・移転する際の価格が、信用リスクに関す

る調整により異なる可能性があるのではないか。

→ (別の専門委員より) 時価の算定においては、取引相手方と行っている実際の取引について、独立した第三者に売却・移転した場合にどのように評価されるかという観点から時価を算定するのではないか。

6. IFRS 第 13 号における「取引コスト」と「金融商品会計に関する実務指針」第 56 項の「取得又は売却に要する付随費用」について、それらが異なるものなのか検討して、「最も有利な市場」の定義において適切な用語を用いることが考えられるのではないか。
7. 文案では時価という用語を用いる一方、IFRS 第 13 号においては公正価値という用語が用いられており、これらの用語の関係性を結論の背景等において明らかにすることも考えられるのではないか。

(時価の算定—時価の算定単位)

8. 市場リスク及び資産又は負債のデュレーションが実質的に同一であると示されているが、「実質的」という文言が不明確であり、表現を見直してはどうか。

(時価の算定—時価の算定の前提)

9. IFRS 第 13 号第 11 項に示されている資産及び負債の特性が時価評価における実務上の論点になることがあるため、文案に資産及び負債の特性に関する記述を含めることが必要ではないか。
10. IFRS 第 13 号第 17 項において、主要な市場又は最も有利な市場の判断について、反対の証拠がなければ、企業が通常取引を行っている市場が主要な市場又は最も有利な市場と推定されると示されているが、文案には反証規定が含まれていないため、含めることが必要であると考えられる。
11. 当初認識時の測定に関して、文案では「不利な条件」という表現があるが、IFRS 第 13 号とは異なる内容と考えられ、表現を見直してはどうか。
12. 日本基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」とレベル 3 の入力数値を使用すべき範囲との関係を整理すべきであると考えられる。

(時価の算定—時価の算定方法 (1) 評価技法)

13. 評価技法のアプローチの説明が適用指針案に含まれているが、実務では頻繁に論点となり重要性が高いため会計基準案に含めることを検討すべきではないか。
14. 適用指針案で示されている評価技法のアプローチは 3 つに限定されたものではな

い旨を追加する方が、より IFRS 第 13 号と整合するのではないか。

15. 現在価値技法は頻繁に使っているため、IFRS 第 13 号に示されている現在価値技法の説明を文案に含めることがよいのではないか。

(時価の算定—時価の算定方法 (2) 入力数値)

16. IFRS 第 13 号 B35 項及び B36 項のレベル 2 とレベル 3 の入力数値に関する説明については、文案に含めるべきであると考えられる。
17. レベル 1 の入力数値については、IFRS 第 13 号では「無調整」と明示されており、実務的には無調整かどうか重要であるため、文案を見直すことが考えられる。
18. IFRS 第 13 号における「相場価格」について、「公表価格」との表現にしてよいか検討することがよいのではないか。

(時価の算定—時価の算定方法 (3) 資産又は負債の取引の数量又は頻度が著しく低下している場合等)

19. 会計基準案に示されている「リスクを考慮」は「リスク調整を考慮」が適切ではないか。
20. 秩序ある取引ではない取引の識別の記載については、IFRS 第 13 号 B43 項及び B44 項の意図と異なるものとなっているように考えられ、文案を見直すべきであると考えられる。
21. 第三者から入手した価格の評価は、一般事業会社には過度な負担となる可能性があり、一定の対応が必要ではないか。

(時価の算定—時価の算定方法 (4) 負債又は払込資本を増加させる金融商品)

22. 時価の算定単位の文案において、信用リスクは取引相手先の契約不履行に係るリスクと示されており、負債又は払込資本を増加させる金融商品の文案においては、不履行リスクには企業自身の信用リスクが含まれるが、これに限らないとされており、整合性があるか見直す必要があるのではないか。

(その他—今後の進め方について)

23. 今後、入力数値や活発な市場等について、例示等を文案に含める要望が多く寄せられる可能性があると考えられるが、我が国においても IFRS 任意適用企業が増加している状況を考慮すると、例示等を示すことによって現行の実務に影響を及ぼす結果となる可能性がある。したがって、例示等が詳細なものとなることにより、企業における適用上の論点を惹起することのないように、例示等について検討すべきで

あると考えられる。

以 上